

第 20 号

平成28年4月18日

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市環境影響評価審査会

会長 武田 義明



平成28年3月4日、神戸市環境影響評価等に関する条例第8条の7第2項の規定に基づき、市長から意見を求められた「(仮称)神戸市垂水区名谷地区土地区画整理事業 環境影響評価事前配慮書」(以下「配慮書」という。)について、慎重に審議を重ね、下記のとおり結論を得たので、ここに環境の保全の見地からの意見を述べる。

### 記

#### I はじめに

(仮称)神戸市垂水区名谷地区土地区画整理事業は、神戸市垂水区名谷町字社谷において、17.9haの宅地の造成を行おうとするものである。

神戸市環境影響評価審査会においては、本計画の実施による環境影響に関し、配慮書及び補足資料について専門的見地から慎重に審議するとともに、現地調査を実施し、意見をとりまとめた。

市長は、この意見を勘案し、環境に及ぼす影響が最小限となるよう、事業者を適正に指導することが必要である。



## II 意見

### 1 全般的な事項

#### (1) 事業計画の検討

本事業実施区域は、山林等の自然地が大半を占める区域であり、事業の実施に伴い既存の自然生態系の大部分が消失することとなることから、周辺地域の環境のほか、とりわけ本区域に生息・生育している動植物に配慮した計画にする必要がある。

このため、計画戸数、残置森林の面積や配置、公園や利便施設の配置等が、自然環境及び生活環境に配慮した計画となっているかどうかを検証し、その検証結果を示す必要がある。

#### (2) 工事による環境影響

本事業により実施される工事は、大量の切土・盛土を伴うとともに、事業実施区域周辺が既に宅地化されていることから、工事に伴う大気質、騒音、振動等が既成宅地等に及ぼす影響について、調査・予測・評価を実施する必要がある。

特に、学校、病院等の人の健康の保護又は生活環境の保全上の配慮が特に必要な保全対象や事業区域に近接した住宅等に及ぼす影響を把握する必要がある。

#### (3) 地球環境保全への貢献

配慮書において、二酸化炭素排出量を抑制するための事前配慮の内容として、自然の光や風の効果的な活用等を挙げているが、これらの具体的な内容を提示する必要がある。

また、本事業により整備される宅地について、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、省エネルギー化を図る等、地域特性を考慮したよりよい事業計画を検討する必要がある。

### 2 個別的事項

#### (1) 動物、植物、生態系

##### ア 調査について

動植物の生息・生育状況を正確に把握するため、既存の文献資料の調査結果も踏まえて、季節ごとの適切な時期に、適切な方法を用いて、周辺地域を

含め、現地調査を実施する必要がある。

#### イ 環境保全措置について

アに述べた現地調査の実施等により、動植物の生息・生育状況を把握し、周辺環境への影響も含めて改変の影響を明らかにしたうえで、移植等の代償的措置の検討に優先して、希少種をはじめとする様々な動植物の生息・生育空間に及ぼす影響を回避又は低減する措置を検討する必要がある。

やむを得ず希少種等の移植等を実施する場合にあっては、適地となる自然環境の確保又は創出、実施後のモニタリング及び管理方法等について、あらかじめ検討しておく必要がある。

#### ウ 緑地の管理について

保全又は造成予定である緑地については、必要な面積を確保するだけではなく、動植物の生息・生育空間等としての機能を長期的に維持できるよう、管理方法についてあらかじめ検討しておく必要がある。

### (2) 景観

配慮書においては、主要な眺望点や景観資源は存在しないことから、景観に関する調査・予測・評価を実施しないこととしているが、事業の実施に伴い、垂水健康公園からの遠景及び既成宅地からの近景等に、変化が生じるおそれがある。

したがって、事業の実施が景観に及ぼす影響について、適切な地点を選定したうえで、調査・予測・評価を実施する必要がある。